

＜目次＞

1. 年頭所感 特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀 唯史
2. <株式会社プロネット> 着工前の解除に伴う違約金として請負代金の20%を支払う旨等の不当条項が削除され、是正協議が終了しました！
3. 消費者庁主催「消費者団体訴訟制度シンポジウム」のご案内
4. 適格消費者団体のホームページより <12月12日～1月11日更新>

1. [年頭所感] 特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀 唯史 今年こそ、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の実現を

2012年は、消費者庁設立後、はじめて消費者関連法の改正が実現した年となりました。一つは、消費者安全法の改正です。消費者安全調査委員会が設立されるとともに、消費者庁は重大な財産被害事案について事業者への勧告等ができるようになりました。もう一つは、特定商取引法の改正で、被害が多発していた訪問買取への規制ができるようになりました。さらに議員立法で、消費者教育推進法が制定され、消費者市民社会を目指して消費者教育が総合的に推進される土台ができました。

このように、昨年は消費者法（制）の充実がはかられた年でしたが、残念ながら集团的消費者被害回復に係る訴訟制度については、法案策定にまでいたりませんでした。同制度については、昨年9月に2回目のパブリックコメントが募集され、更なる検討がすすめられています。今年の通常国会には、法案が提出されることを強く期待します。

消費者被害は、同種の被害が多発するという傾向がある一方、個々の消費者が訴訟を起こすことは困難であり、消費者団体が多くの被害者をまとめて救済を求めていくことのできる訴訟制度は長年の念願でした。

今回の制度は訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通義務の審理を行い、事業者の義務が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し被害回復をはかる仕組みです。訴訟提起できる主体は特定適格消費者団体に限定されていますが、被害者は、事業者の共通義務が確定した段階で、特定適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも負担が軽減される画期的な制度です。

今年こそこの制度を実現するために、広範な消費者団体等と協力して、国会への働きかけを強めていきます。

また、当機構は、引き続き差止請求の活動に着実に取り組むとともに、消費者庁から委託を受けた消費者団体訴訟制度の周知のための事業を成功させ、現在の消費者団体訴訟制度への理解と共感を広げていきます。東京都をはじめとした首都圏の自治体の消費者行政部門との連携を意識的に強化していきます。このような活動を通じて、組織財政基盤の整備・強化を図っていき、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が活用できる組織となることを目指してまいります。

引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

2. <株式会社プロネット>

着工前の解除に伴う違約金として請負代金の20%を支払う旨等の不当条項が削除され、是正協議が終了しました！

1. 消費者機構日本は、昨年4月、株式会社プロネット（神奈川県横浜市西区）に対して、当該事業者が使用する建築工事請負契約約款の着手前の解除時の違約金条項および瑕疵担保責任の消滅時効に係る特約等が、消費者契約法に反するとして是正を求めました。
2. 当該事業者からは、当機構の申入れ等の内容を全面的に受け入れて、建築工事請負契約約款を改定するとの回答書を受領したことから、合意書を締結の上、本協議を終了しました。当該事業者は、改定後の建築工事請負契約約款を昨年6月下旬から既に使用を開始しています。
3. 当機構が消費者契約法を根拠に是正を申入れた内容と当該事業者が是正しました主な内容は下記の3点となります。

①注文者による着手前解除に伴う違約金

是正前	是正後
請負代金の20%	実費清算

②瑕疵担保責任の消滅時効期間

是正前	是正後
木造の建物：引渡時から1年間 堅固な工作物：引渡時から2年間	削除（民法等の法令による時効期間）

③請負人の履行遅滞に基づく遅延損害金

是正前	是正後
請負代金から完成部分等の請負代金相当額を控除した金額について日歩3銭の割合	請負代金に対し年6分の割合

4. 上記是正の意義

- ①注文者による着手前解除について実費清算となった。
- ②瑕疵担保責任の消滅時効が延長された（法令の原則通り）。
- ③引渡遅延による仮住居費用等の損害をまかないうようになった。

※その他の改定事項を含めた詳細内容（申入れ書、改定後の契約書、合意書）はホームページを参照してください。 <http://www.coj.gr.jp>

以上

3. 消費者庁主催「消費者団体訴訟制度シンポジウム」の御案内

消費者庁では、今般、適格消費者団体の活動状況等を広く国民に対し情報提供する場を設け、消費者団体訴訟制度の周知・広報を行うため、「消費者団体訴訟制度シンポジウム」を開催することとなりました。

シンポジウムは、下記概要にて開催されます。消費者団体訴訟制度が整備された背景や意義、これまでの取組みの現状、更に制度を効果的に発揮するための課題等についてわかりやすくお知らせし、ともに考えあう企画となっておりますので、何卒、多くの方のご参加を賜りますようお願い申し上げます。また、シンポジウムの参加は事前申込制となっております。1月16日以降、消費者庁のホームページから、参加申し込みのサイトにリンクがはられますので、そこからお申し込みください。

記

- (名称) 「消費者団体訴訟制度のこれまでと、これから」
(開催日時) 平成25年2月27日(水) 13時30分～16時00分
(会場) 主婦会館プラザエフ 7階「カトレア」
(定員) 150名
(参加費) 無料
(参加申込) 2月25日まで

※1月16日以降、消費者庁のホームページから、参加申し込みのサイトにリンクがはられますので、そこからお申し込みください。

- (主催) 消費者庁
(協賛) 東京都消費者月間協賛事業
(事務局) 消費者機構日本
(企画案) ～現在、企画具体化作業中～

時間	議事	内容
13:30～ 13:35	オープニング	●映像とナレーションで、シンポジウムの開催趣旨を紹介。
13:35～ 13:45	開会挨拶	●主催者からの開会挨拶
13:45～ 14:10	消費者笑劇場	●NHK生活笑百科風に消費者被害防止・被害回復に関連する相談事例3本程度を漫才仕立てにし、それにコメンテーターが応える形で、現状と課題を浮かび上がらせる。 ●コープとうきょう組合員有志にご出演いただく。
14:10～ 14:20	適格消費者団体活動報告	●関東地区の3つの適格消費者団体から、活動の現状、成果と課題などについて報告する。
14:20～ 14:30		《休憩》
14:30～ 15:30	パネルディスカッション	●消費者問題に関する専門家による討論企画 ※パネリストは弁護士、学識者、消費生活相談員、消費者団体役員、事業者(団体)役員などから5名程度(内1名はコーディネーター)で企画する。

		<p>●パネルディスカッションのポイント</p> <p>※参加した消費者に対し、消費者被害は特定の人だけに起こる、被害にあった人の自己責任で済ますのではなく、明日は我が身ということを前提にして、制度の意義と必要性を訴える。</p> <p>※消費者庁で準備が進む「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」の必要性への理解が広がるように組み立てる。</p> <p>●会場からも発言参加を求める。</p>
15:30～ 15:50	消費者庁政策説明	●パネルディスカッションを受け、この間、消費者庁が整備し、執行してきた諸政策や、今後、強化しようとしている政策・執行課題等について説明いただく。
15:50 ～15:55	閉会挨拶	●主催者からの閉会挨拶
15:55 ～16:00	アンケート記入	●参加者によるアンケート記入

(以上)

4. 適格消費者団体のホームページより <12月12日～1月11日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□(株)プロネット(建築請負事業者)の建築工事請負契約約款の 是正協議を終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130110_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/	□12月28日 名古屋地裁にて学校法人モード学園に対する差止請求訴訟 の判決が出され、勝訴しました。判決文は下記から。 http://www.a-c-net.com/topics/zesei/modo/2012.12.21.hanketubun.pdf

<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□12月7日 大阪高等裁判所において株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する解約条項使用差止請求訴訟の控訴審判決が出ました。判決文は下記から。 http://kccn.jp/tenpupdf/2012/121207docomohanketu.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□12月21日 家賃保証委託事業者の日本セーフティー株式会社に対していわゆる「追い出し」契約条項の使用停止などを求めた差止請求訴訟について裁判上の和解が成立しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000330</p> <p>□12月26日 スルガ銀行株式会社に対しての要請等の活動を終了しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000332</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>□12月28日 株式会社日本セレモニーに対して、解約金条項使用差止請求訴訟を提起しました。訴状は下記から。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000332</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

(以上)